漁協系統信用事業における総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　後	現　　行
Ⅰ　基本的考え方 **Ⅰ－１　金融監督に関する基本的考え方** **Ⅰ－２　監督部局の役割と組合監督事務の基本的考え方** **Ⅰ－３　監督指針策定の趣旨** **Ⅰ－３－４－１　「信用事業検査の手引き」との関係** （１）「信用事業検査の手引き」（以下「検査手引き」という。）は、検査官が都道府県知事の所管する組合を検査する際に用いる手引書として協同組合検査実施要項（平成９年 10 月１日付け９組検第３号農林水産省大臣官房協同組合検査部長通知）に位置付けられるものであるが、監督上も有効な着眼点を示すものとなっている。 （２）監督部局は、オフサイト・モニタリングを実施しつつ、検査（オンサイト）・監督（オフサイト）で得た情報に基づき必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、組合経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくという役割を担っている。また、監督部局は、許認可等の申請に基づく行政処分を行う事務も担当している。したがって、 ①　検査手引きに加えて、こうした監督事務のための指針・マニュアルが必要となる。 ②　（略） （３）こうしたことから、行政処分等の前提となる監督上の評価項	**Ⅰ　基本的考え方** **Ⅰ－１　金融監督に関する基本的考え方** **Ⅰ－２　監督部局の役割と組合監督事務の基本的考え方** **Ⅰ－３　監督指針策定の趣旨** **Ⅰ－３－４－１　「預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル」との関係** （１）「預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル（農林水産省・金融庁）」（以下「系統金融検査マニュアル」という。）は、検査官が系統金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであるが、監督上も有効な着眼点を示すものとなっている。 （２）監督部局は、オフサイト・モニタリングを実施しつつ、検査（オンサイト）・監督（オフサイト）で得た情報に基づき必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、組合経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくという役割を担っている。また、監督部局は、許認可等の申請に基づく行政処分を行う事務も担当している。したがって、 ①　検査マニュアルに加えて、こうした監督事務のための指針・マニュアルが必要となる。 ②　（略） （３）こうしたことから、監督部局の職員（特に都道府県及び財務

漁協系統信用事業における総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　後	現　　行
目、オフサイト・モニタリングや不利益処分及び申請等に対する行政処分等の事務処理方法、法令等の解釈等について、「監督指針」の形でその留意点等を取りまとめ、公表するものである。	局の職員）向けの手引書として、行政処分等の前提となる監督上の評価項目、オフサイト・モニタリングや不利益処分及び申請等に対する行政処分等の事務処理方法、法令等の解釈等について、「監督指針」の形でその留意点等を取りまとめ、公表するものである。
Ⅱ　組合監督上の評価項目 **Ⅱ－１　経営管理（ガバナンス）** **Ⅱ－１－１　意義** **Ⅱ－１－２　主な着眼点** （略） （１）～（５）　（略） （参考） 都道府県知事の所管する組合の経営管理に関する監督に当たっての着眼点については、検査手引きが参考となる。	**Ⅱ　組合監督上の評価項目** **Ⅱ－１　経営管理（ガバナンス）** **Ⅱ－１－１　意義** **Ⅱ－１－２　主な着眼点** （略） （１）～（５）　（略） （参考） 経営管理に関する監督に当たっての着眼点については、系統金融検査マニュアルが参考となる。
（６）・（７）　（略）	（６）・（７）　（略）
Ⅱ－２　財務の健全性等 **Ⅱ－２－２　統合的なリスク管理等** **Ⅱ－２－２－１　統合的なリスク管理** （１）　（略）	**Ⅱ－２　財務の健全性等** **Ⅱ－２－２　統合的なリスク管理等** **Ⅱ－２－２－１　統合的なリスク管理** （１）　（略）
（２）主な着眼点	（２）主な着眼点

漁協系統信用事業における総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　後	現　　行
①～⑤　（略）	①～⑤　（略）
（注）都道府県知事の所管する組合に係る着眼点の詳細については、必要に応じ、検査手引きを参照。	（注）着眼点の詳細については、必要に応じ、検査マニュアルを参照。
Ⅱ－２－４　信用リスク **Ⅱ－２－４－１　意義** **Ⅱ－２－４－２　主な着眼点** 信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、	**Ⅱ－２－４　信用リスク** **Ⅱ－２－４－１　意義** **Ⅱ－２－４－２　主な着眼点** 信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、
（１）～（11）　（略）	（１）～（11）　（略）
（注）都道府県知事の所管する組合に係る着眼点の詳細については、必要に応じ、検査手引きを参照。	（注）着眼点の詳細については、必要に応じ、系統金融検査マニュアルを参照。
Ⅱ－２－５　市場リスク **Ⅱ－２－５－１　意義** **Ⅱ－２－５－２　主な着眼点**	**Ⅱ－２－５　市場リスク** **Ⅱ－２－５－１　意義** **Ⅱ－２－５－２　主な着眼点**
（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
（注）都道府県知事の所管する組合に係る着眼点の詳細については、必要に応じ、検査手引きを参照。	（注）着眼点の詳細については、必要に応じ、系統金融検査マニュアルを参照。

漁協系統信用事業における総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　後	現　　行
（４）　（略）	（４）　（略）
Ⅱ－２－６　流動性リスク **Ⅱ－２－６－１　意義** **Ⅱ－２－６－２　主な着眼点** 貯金動向や流動性準備の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。	**Ⅱ－２－６　流動性リスク** **Ⅱ－２－６－１　意義** **Ⅱ－２－６－２　主な着眼点** 貯金動向や流動性準備の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。
（１）～（３）　（略） （注）都道府県知事の所管する組合に係る着眼点の詳細については、必要に応じ、検査手引きを参照。	（１）～（３）　（略） （注）着眼点の詳細については、必要に応じ、系統金融検査マニュアルを参照。
Ⅱ－３－２　利用者保護等 **Ⅱ－３－２－１　与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する利用者への説明態勢及び相談苦情処理機能** **Ⅱ－３－２－１－１　意義** **Ⅱ－３－２－１－２　主な着眼点** （１）～（５）　（略）	**Ⅱ－３－２　利用者保護等** **Ⅱ－３－２－１　与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する利用者への説明態勢及び相談苦情処理機能** **Ⅱ－３－２－１－１　意義** **Ⅱ－３－２－１－２　主な着眼点** （１）～（５）　（略）
（６）取引関係の見直し等の場合の対応 借り手中小漁業者等との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、組合の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、行政庁検査や検査手引き等を口実とするなどの不適切な説明が行わ	（６）取引関係の見直し等の場合の対応 借り手中小漁業者等との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、組合の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、行政庁検査や系統金融検査マニュアル等を口実とするなどの不適切

漁協系統信用事業における総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　後	現　　行
れないよう留意することが必要である。 　このため、以下の①から③までの場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。 ①～③　（略）	な説明が行われないよう留意することが必要である。 　このため、以下の①から③までの場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。 ①～③　（略）
（７）・（８）　（略）	（７）・（８）　（略）
Ⅱ－３－４　システムリスク **Ⅱ－３－４－１　システムリスク** **Ⅱ－３－４－１－１　意義** **Ⅱ－３－４－１－２　主な着眼点** （１）～（10）　（略） （注１）都道府県知事の所管する組合に係る着眼点の詳細については、必要に応じ、検査手引きを参照。 （参考）　（略） （注２）　（略）	**Ⅱ－３－４　システムリスク** **Ⅱ－３－４－１　システムリスク** **Ⅱ－３－４－１－１　意義** **Ⅱ－３－４－１－２　主な着眼点** （１）～（10）　（略） （注１）着眼点の詳細については、必要に応じ検査マニュアルを参照。 （参考）　（略） （注２）　（略）
Ⅱ－５　地域密着型金融の推進 **Ⅱ－５－２　基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）** **Ⅱ－５－２－１　中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮** （略） （１）・（２）　（略）	**Ⅱ－５　地域密着型金融の推進** **Ⅱ－５－２　基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）** **Ⅱ－５－２－１　中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮** （略） （１）・（２）　（略）

漁協系統信用事業における総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　後	現　　行
（３）経営改善・事業再生等の支援が必要な中小漁業者等に対する留意点 ①　経営再建計画の策定支援 組合が提案する解決方策のうち経営再建計画の策定が必要となるものについて、組合と中小漁業者等、必要に応じて他の金融機関、漁業信用基金協会、外部専門家、外部機関等との間で合意された場合（組合から提案された解決方策が中小漁業者等、必要に応じて他の金融機関、漁業信用基金協会、外部専門家、外部機関等との協議等を踏まえて修正された後に合意に至る場合を含む。）、速やかに、当該解決方策を織り込んだ経営再建計画の策定に取り組むこととなる。 経営再建計画は、中小漁業者等が本質的な経営課題を認識し改善に向けて主体的に取り組んでいくためにも、できる限り、中小漁業者等が自力で策定することが望ましい。その際、組合は、経営再建計画の合理性や実現可能性、解決方策を適切に織り込んでいるか等について、中小漁業者等と協力しながら確認するよう努める。 ただし、中小漁業者等が自力で経営再建計画を策定できない場合や組合の積極的な関与が有効であると考えられる場合には、中小漁業者等の理解を得つつ、経営再建計画の策定を積極的に支援（中小漁業者等の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を組合が作成することを含む。）する。その際、中小漁業者等の経営改善に寄与する内容となるよう、中小漁業者等の置かれた状況を十分に踏まえた計画	（３）経営改善・事業再生等の支援が必要な中小漁業者等に対する留意点 ①　経営再建計画の策定支援 組合が提案する解決方策のうち経営再建計画の策定が必要となるものについて、組合と中小漁業者等、必要に応じて他の金融機関、漁業信用基金協会、外部専門家、外部機関等との間で合意された場合（組合から提案された解決方策が中小漁業者等、必要に応じて他の金融機関、漁業信用基金協会、外部専門家、外部機関等との協議等を踏まえて修正された後に合意に至る場合を含む。）、速やかに、当該解決方策を織り込んだ経営再建計画の策定に取り組むこととなる。 経営再建計画は、中小漁業者等が本質的な経営課題を認識し改善に向けて主体的に取り組んでいくためにも、できる限り、中小漁業者等が自力で策定することが望ましい。その際、組合は、経営再建計画の合理性や実現可能性、解決方策を適切に織り込んでいるか等について、中小漁業者等と協力しながら確認するよう努める。 ただし、中小漁業者等が自力で経営再建計画を策定できない場合や組合の積極的な関与が有効であると考えられる場合には、中小漁業者等の理解を得つつ、経営再建計画の策定を積極的に支援（中小漁業者等の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を組合が作成することを含む。）する。その際、中小漁業者等の経営改善に寄与する内容となるよう、中小漁業者等の置かれた状況を十分に踏まえた計画

漁協系統信用事業における総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　後	現　　行
策定支援を行う。また、組合単独では経営再建計画の策定支援が困難であると見込まれる場合であっても、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用し、計画策定を積極的に支援する必要があることに留意する。 　なお、経営再建計画の策定にあたっては、中小漁業者等の規模等を勘案し、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営再建計画等の策定にこだわることなく、簡素・定性的であっても、中小漁業者等の経営改善や事業再生等に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案することを目指す。また、組合が、中小漁業者等に対し、国や地方公共団体の中小漁業者支援施策を活用して、資金繰りの管理や経営状況の把握などの基本的な経営改善の計画（以下「基本的経営改善計画」という。）等の策定支援を行う場合には、優越的地位の濫用の防止にも留意しつつ、当該支援施策の活用が真に中小漁業者等のニーズに合致したものであることを確認する必要がある。	策定支援を行う。また、組合単独では経営再建計画の策定支援が困難であると見込まれる場合であっても、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用し、計画策定を積極的に支援する必要があることに留意する。 　なお、経営再建計画の策定にあたっては、中小漁業者等の規模等を勘案し、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営再建計画等の策定にこだわることなく、簡素・定性的であっても、中小漁業者等の経営改善や事業再生等に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案することを目指す。また、組合が、中小漁業者等に対し、国や地方公共団体の中小漁業者支援施策を活用して、資金繰りの管理や経営状況の把握などの基本的な経営改善の計画（以下「基本的経営改善計画」という。）等の策定支援を行う場合には、優越的地位の濫用の防止にも留意しつつ、当該支援施策の活用が真に中小漁業者等のニーズに合致したものであることを確認する必要がある。
（注１）　（略）	（注１）　（略）
（注２）仮に中小漁業者等が経営改善計画等を策定していない場合であっても、債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して「組合が作成した経営改善に関する資料」がある場合には、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、貸出条件緩和債権には該当しないこととなる。	（注２）仮に中小漁業者等が経営改善計画等を策定していない場合であっても、債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して「組合が作成した経営改善に関する資料」がある場合には、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、貸出条件緩和債権には該当しないこととなる（「系統金融検査マニュアル別冊〔農林漁業者・

漁協系統信用事業における総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　後	現　　行
②・③　（略） （４）　（略）	中小企業融資編〕」２．検証ポイント及び本監督指針Ⅲ－４－８－４－２を参照のこと。）。 ②・③　（略） （４）　（略）
Ⅲ－４－８　情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 **Ⅲ－４－８－４　開示に当たっての留意事項** **Ⅲ－４－８－４－２　水協法に基づく債権の額の開示区分** 信用事業命令第48条第１項第１号ホ（２）に定める基準に従い、以下のとおり区分する（開示対象についても、信用事業命令第48条第１項第１号ホ（２）に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。）。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小漁業者等である場合は、その財務状況のみならず、その技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、その経営実態を踏まえて区分することが適当である。	**Ⅲ－４－８　情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性** **Ⅲ－４－８－４　開示に当たっての留意事項** **Ⅲ－４－８－４－２　水協法に基づく債権の額の開示区分** 信用事業命令第48条第１項第１号ホ（２）に定める基準に従い、以下のとおり区分する（開示対象についても、信用事業命令第48条第１項第１号ホ（２）に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。）。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小漁業者等である場合は、その財務状況のみならず、その技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、その経営実態を踏まえて区分することが適当である。

漁協系統信用事業における総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　後	現　　行
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（３）貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。 ①～③　（略） （注１）　（略） （注２）「抜本的な」とは、概ね３年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態となることをいう。なお、債務者が農林漁業者、中小・零細企業である場合は、大企業と比較して経営改善に時間がかかることが多いことから、「(注)貸出条件緩和債権等の債権区分の判断について」における「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」が策定されている場合には、当該計画を実現可能性の高い抜本的な計画とみなして差し支えない。 （注３）～（注５）　（略）	（３）貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。 ①～③　（略） （注１）　（略） （注２）「抜本的な」とは、概ね３年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者が農林漁業者、中小・零細企業である場合の取扱いは、系統金融検査マニュアル別冊「農林漁業者・中小企業融資編」を参照のこと。 （注３）～（注５）　（略）
（注）　（略）	（注）　（略）

漁協系統信用事業における総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　後	現　　行
（４）　（略）	（４）　（略）

附　則

この通知の改正は、令和８年４月１日から適用する。